

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により，茨城県知事から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので，次のとおり公表する。

平成 29 年 9 月 28 日

茨城県監査委員	菊池敏行
同	常井洋治
同	岡野栄治
同	羽生健志

#### 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 28 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は，次のとおりである。

テーマ	指摘件数	措置状況	
		措置済	今回措置
土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	13	—	12

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部道路維持課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>全般的事項 【①トータルコスト削減効果を検証できる仕組みについて】 道路の安全確保に加えて、予防保全型の維持修繕活動を徹底し、トータルコスト削減の効果を上げるためには、予防保全による破損への対応状況をモニタリングしやすい仕組みづくりが不可欠。 また、破損状況別や工法別に費用集計し、費用の発生状況を把握しやすくすることが必要。</p>	<p>県管理道路の舗装の状況を管理している「茨城県舗装管理システム」において、従来の破損状況や舗装履歴の情報のほか、要望箇所や管理瑕疵事故発生箇所などの情報も入力するとともに、幅広く情報共有を図るため、関係者を対象とした講習会などにより、利用促進を一層進める。 また、従来から事業費や延長等の基礎データの集計は実施してきたところであるが、平成28年度からは、舗装維持修繕計画の検証に必要なモニタリング、破損状況別や工法別の費用集計などを実施しており、引き続き、事務所や舗装維持修繕検討委員会などの意見を聞き、本計画に基づく修繕費用の発生状況を把握しやすくしていく。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部道路維持課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>道路ボランティアサポート事業費</p> <p>【①要項に基づく書類の保存（土浦土木事務所）】</p> <p>県では、道路里親制度推進事業の活動実態の把握のため、道路里親の代表者に対し「年間活動予定表」及び「事後報告」の提出を求めているが、土浦土木事務所で平成27年度末現在登録されている道路里親13団体（平成27年度に活動しているのは10団体）のうち、「年間活動予定表」を提出している団体は5団体、「事後報告」を提出している団体は3団体であり、すべての団体について活動実態を把握しているわけではないので、活動実態を把握するために、要項等に従って適切に事業を遂行すべき。</p>	<p>全土木事務所において、全道路里親団体から「年間活動予定表」及び「事後報告」の提出を受けることを徹底するようにした。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部道路維持課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>【②要項に基づく書類の保存（筑西土木事務所）】</p> <p>県では、道路里親制度推進事業の活動実態の把握のため、道路里親の代表者に対し「年間活動予定表」及び「事後報告」の提出を求めているが、筑西土木事務所で平成27年度末現在登録されている道路里親4団体（平成27年度に活動しているのは3団体）のうち、「年間活動予定表」はすべての団体から提出されていたが、「事後報告」を提出している団体は2団体であり、すべての団体について活動実態を把握しているわけではないので、活動実態を把握するために、要項等に従って適切に事業を遂行すべき。</p>	<p>全土木事務所において、全道路里親団体から「年間活動予定表」及び「事後報告」の提出を受けることを徹底するようにした。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部道路維持課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>道路補修費</p> <p>【①橋梁管理の不備について】</p> <p>「茨城県橋梁維持管理計画」の策定に当たり15メートル未満の橋梁の調査をしたところ、県が把握していなかった橋梁の存在が確認された。現在、すべての橋梁についてその存在を把握することができこの問題は治癒しているが、長年にわたり未把握の橋梁が存在していた点を重く受け止め、今後の橋梁管理に努めるべき。</p>	<p>未把握の橋梁について調査を実施し、すべての橋梁状況を確認できたことから、平成27年度に策定した「茨城県橋梁維持管理計画」に基づき、計画的に維持修繕を実施し、長寿命化を図っていく。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部道路維持課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>道路補修費（道路維持修繕事業）、地方道路整備費（路面再生事業費）、道路補修費（路面再生事業費）</p> <p>【①瑕疵事故への対応について】</p> <p>瑕疵事故への対応に関しては、保険対応のみならず、今後の維持・修繕活動に関する改善活動へも反映できるような仕組み（徹底した原因究明とそれに基づいた根本対策の実施）が必要。</p>	<p>瑕疵事故案を今後の維持・修繕活動に反映する仕組みとして、事務所において事故の原因究明・分析から根本的な対策までの実施状況を記録・保存し、「舗装維持修繕計画」に基づくメンテナンスサイクルに反映できるように徹底する。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部道路維持課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>【②陥没箇所への対応について】 陥没箇所がどのように処置されたかについて顛末が文書化されておらず、処置が完了しているかどうか確認しづらかった。</p>	<p>陥没事案の発生時においては、事務所で原因究明を行い、根本的な対策を実施しているが、その顛末が分かりやすく記録・保存されるように徹底する。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部都市局公園街路課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>【⑦「課（免）税事業者届出書」の不備について（竜ヶ崎工事事務所）】</p> <p>建設工事請負契約を締結する落札業者は契約書と同日に「課（免）税事業者届出書」を提出することとされているが、竜ヶ崎工事事務所では、当該書類について一部提出・保管がされていないものがあるので、今後は、落札業者に提出を求められたい。</p>	<p>消費税の課税事業者・免税事業者については、平成元年の部内通知により、相手方の届出書により確認しているが、同通知発出から30年近く経過していることもあり、改めて、課税・免税の確認方法について通知（平成29年3月30日付け）を発出し、周知徹底を図った。</p>



(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部都市局公園街路課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>【⑧補償費の支払いについて（竜ヶ崎工事事務所）】</p> <p>相続登記が未登記の状態の建物に係る補償費については、相続人を確定した上で支払われるべきであるが、遺産分割協議書等の書類を入手できなかったため、配偶者等へのヒアリング、固定資産税の支払実績から実質的な所有者を判断し契約を締結し補償費の支払いがされていたが、法定相続人の確認調査を行うべきであり、また、用地交渉の記録簿等について部分的にしか確認できなかったため、交渉経緯等を記録すべき。</p>	<p>相続人が未確定の場合、相続人確認調査を行った上、相続人から関係書類への署名押印を得るとともに、交渉記録を用地交渉日誌等に必ず記載していく。</p> <p>また、2月、4月に開催した用地担当課長会議を通して、職員への周知徹底を図った。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 茨城県道路公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>有料道路事業</p> <p>【①計画時点の交通量推計について】</p> <p>現在有料期間中の5路線はすべて、交通量の計画と実績が初年度から大きく乖離しており、このまま利用料収入で建設資金を賄うことができなければ、最終的には県民負担が生じる可能性が高い。現状でも既に貸付支援が行われており、有料道路利用者ではない一般県民による負担が始まっているともいえる。なぜ受益者負担による料金収入で建設資金を賄うことが困難な状況となったのか県民への情報開示・説明が必要。</p> <p>また、定期的な将来交通量の検証・見直しが必要。</p>	<p>事業計画、決算報告などの経営に係る情報については、毎年度ホームページで公表しており、本年度からは、これらの情報に加えて、実績交通量と計画交通量についても公表していく。</p> <p>また、将来交通量については、有料道路ごとの供用開始から現在までの交通量を踏まえ、定期的に検証及び見直しを実施していく。</p> <p>さらに、平成26年度の「県出資団体等調査特別委員会」の提言を踏まえた改革工程表に基づき、経費の削減や利用促進による増収対策などを実施し、経営改善に努めていく。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 茨城県道路公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
主要地方道常陸那珂港南線道路維持管理事業 【①事務費に係る消費税分の取扱い】 県に対する請求のうち、事務費については消費税分を乗じて実績報告をしていなかった。委託契約であるため、人件費に係る事務費についても消費税分を乗じて実績報告すべき。	平成28年度の事務費については、消費税分を乗じて実績報告書に計上した。今後は、消費税などの取り扱いに十分注意していく。

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 茨城県道路公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>【②変更契約及び分割発注】</p> <p>植栽工事について、平成25年度・平成26年度については、当初契約は1千万円未満のため指名競争入札により相手方を選定したが、その後、除草工事等が追加され1千万円超の変更契約を結んだ。</p> <p>また、平成27年度については除草工事を分割し、それぞれ1千万円未満で2本の契約を結んだ。除草工事等はいずれも毎年度発生するものであり、追加工事や分割契約は、一般競争入札を回避するためとの疑念が生ずる。</p>	<p>平成29年4月に契約した常陸那珂港南線維持管理工事（年間）については、当初設計時において実施内容を精査し、一般競争入札により発注を行った。</p> <p>今後も、工事発注に係る入札方法などに疑念が生じないように努めていく。</p>

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について		担当部・課 茨城県道路公社
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
会計基準への準拠性 【①会計規程及び会計規程実施細則の遵守について】 会計規程及び会計規程実施細則では退職手当引当金は「自己都合により退職するものと仮定した場合における退職手当の所要額」で算定することとされているが、実際は「当公社事由により退職するものと仮定した場合における退職手当の所要額」で算定している。 同規程を遵守し適切な決算報告書を作成する必要があるが、同規程を深く理解するための研修制度や適用状況を確認する体制を整備する必要がある。	内部監査の徹底を図るとともに、会計規程及び同実施細則を理解するための職員研修を平成29年6月中に実施し、適正な会計処理に努めていく。 なお、退職引当金については、会計規程及び会計規程実施細目に基づき、平成28年度から所要額を計上するとともに、平成27年度以前の分については、平成28年度決算で適正に戻し入れを行った。	

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 27 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テ ー マ	指摘件数	措置状況	
		措 置 済	今回措置
商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	12	10	2

(様式3)

平成 27 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 商工労働観光部産業政策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>8. 設備資金貸付費</p> <p>【②不納欠損処分必要性】</p> <p>設備近代化資金の時効経過債権（元金 17 件・65 百万円及び遅延損害金）については、権利放棄基準への該当性を判断した上で、速やかに不納欠損処分をすべき。</p>	<p>「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」が作成された平成 24 年度以降、未収債権に係る主債務者や連帯保証人及び当該相続人について、基準への該当性に係る調査を行い、順次不納欠損処分を実施してきたところ。</p> <p>平成 28 年度は、年間の調査計画を立てた上で、未収債権の関係先に対する調査を行い、権利放棄基準に該当した債権について 5 件・22,772,473 円の権利放棄及び不納欠損処分を行ったところ。</p> <p>今後も、計画的に調査を進め、権利放棄基準に該当するものについて、速やかに不納欠損処分を進めていく。</p>

(様式3)

平成27年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 (株) ひたちなかテクノセンター (商工労働観光部産業政策課)
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>2. 研究開発室等賃貸事業</p> <p>【①定期的な修繕や設備更新投資に必要な資金調達計画について】</p> <p>設備等の修繕については、平成50年度までに総額で17億円の支出が見込まれるため、早急に資金調達計画を作成するとともに、自己資金で賄うことを目標とする場合は、自己資金の蓄積ができるよう固定費の削減や実現可能な収益向上策を直ちに取りまとめて、実行すべき。</p>	<p>平成50年度までの設備等の修繕に対応した長期収支計画を平成28年度に作成したところであり、本計画では、現行の経営を続けていけば、修繕費用を減価償却費等の自己資金で賄うことができる見込みであることを明らかにした。</p> <p>固定費の削減については、本年度から県からの現職派遣を1名減したところであり、また、平成28年度には入居企業獲得推進委員会を立ち上げ、企業に対して入居に向けた積極的な働きかけを行っていくこととしたところ。</p> <p>引き続き、固定費の削減と収益向上に取り組んでいく。</p>